

札幌市職員の懲戒処分について

下記の事案につきまして、関係職員の懲戒処分を行いました。

記

1 事案の概要

被処分者は、平成 30 年 4 月から令和 5 年 4 月までの間、時間外勤務の時間を過大に偽って申請し、約 653 時間分の時間外勤務手当（約 213 万円）を不正に受給した。

また、平成 30 年 4 月から令和 5 年 9 月までの間、所属に届け出ている通勤経路とは異なる安価な経路を使って通勤し、355,476 円の通勤手当を不正に受給していた。

さらに平成 29 年 4 月より、勤務時間中に貸与されたコンピュータ端末で不適切な内容のインターネットサイトを閲覧するという非違行為を行っていた。

これらの行為は、信用失墜行為の禁止を定める地方公務員法第 33 条及び職務に専念する義務を規定した同法第 35 条の規定に抵触するものである。

2 判明の経緯

被処分者が令和 5 年 4 月に現所属へ異動した直後から時間外勤務の不適正申請等が疑われたことから、所属において事情聴取等を実施したが、この段階では被処分者は事実を否認していた。その後、所属から報告を受けた人事課において事情聴取等の追加調査を行った結果、上記事実の全貌が判明し、本人も不正を認めるに至った。

3 判明後の対応

- (1) 令和 5 年 5 月より、所属において時間外勤務の申請時間、時間外勤務中の業務遂行結果の確認をより一層強化し、以後不正な申請は確認されていない。
- (2) 令和 5 年 10 月、通勤手当の不正受給が判明したため、被処分者より通勤届の再提出を受け、同月 18 日に不適正受給額 355,476 円の返還を被処分者に請求。
※12 月 7 日現在、33,396 円（令和 5 年度における不正受給額相当分）は 10 月分給与から差し引く形で納付済み。
- (3) 12 月 1 日より被処分者の業務端末上でのインターネットサイトの閲覧を制限。

4 今後の対応

- (1) 時間外勤務手当の不正受給額を速やかに確定し、被処分者に対し返還請求を行う。
- (2) 本件は詐欺罪に該当する可能性があることに鑑み、返還請求に対する納付状況等も考慮しつつ、刑事告発について検討する。

5 不祥事の原因

- (1) 被処分者は、金銭的な余裕が欲しいとの安易な理由から時間外勤務の不適正な申請を行い、以後それが常態化していた。
- (2) 管理監督者は、被処分者の時間外勤務について、用務内容の事前確認、事後の実態把握を十分に行わないまま、命令・実績報告の決裁を行った。
- (3) 被処分者は、全庁において一斉に実施される通勤経路調査において、不正の発覚を免れるため、調査期間中だけ届出どおりの経路を用いて通勤していた。
- (4) 被処分者は公務員としての責任感と倫理観を著しく欠き、不適切な内容のインターネットサイトの閲覧を繰り返した。

6 再発防止策

- (1) 時間外勤務に係る下記の事務処理等について、全庁に徹底を呼び掛ける。
 - ・具体的な業務内容を明示した事前申請、実施後の速やかな実績報告
 - ・管理監督者の決裁時における、用務内容の十分な確認及び成果や勤務実態の適正な把握
- (2) 通勤手当に係る通勤経路調査の調査方法の見直し
- (3) 閲覧制限を行う不適切な内容のインターネットサイトの対象拡大

7 職員の処分

- (1) 被処分者および処分内容

都市局市街地整備部開発指導課規制係長

技術職員 鈴木 博美 56歳 懲戒免職

- (2) 管理監督責任

建設局 係長職 男性 60歳代 減給1月

建設局 部長職 男性 50歳代 文書厳重注意

※令和4年度の上司であり、平成30年度～令和3年度の上司は退職している。

- (3) 処分日

2023年12月7日